



よつば会だより

2022年4月号

発行:NPO法人

尾道こころネットよつば会事務局

尾道市 栗原東 2丁目 17-86

TEL・FAX 0848-37-6600

4月、新しい年度を迎えました。3月21日で新型コロナウイルス感染に対する蔓延防止等重点措置が全面解除されました。新規感染者数はまだかなりある中での解除で、マスク着用などの感染防止対策は欠かせない毎日ですが、1日も早くマスクなしの生活が戻ってくることを願っています。蔓延防止解除とともに、むかいしま市民センターの研修室利用ができるようになりました。そこで、久しぶりに、今月23日(土)によつば会家族教室を行います。会場はこれまでも利用している研修室1で、午後1時30分開会です。「家族教室」は安心して会話を交わせる場です。大いにおしゃべりをして、心にたまった日ごろの憂さを吐き出してください。



～一般住民の意識がいかにか低いものを思い知らされて～ もっと障害者を理解してほしい



3月5日の新聞に、「障害記載めぐり自殺、自治会側に賠償命令」という見出しの記事が掲載されていました。記事はその最初に次のように書いています。

「知的障害や精神障害のある大阪市の男性(36歳)が自殺したのは、自治会の班長選びの際に障害者であることや自分にできない作業などを書かされたのが原因だとして、男性の両親が自治会と当時の自治会長ら2人に、計2500万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が4日、大阪地裁であり、裁判長は精神的苦痛への慰謝料などとして、計44万円の賠償を命じた」

さらに続く記事によれば、自殺した男性は市営住宅で障害年金を受給し一人で生活していました。令和元年11月に、自治会が班長をくじ引きで選ぶ際に、男性が障害を理由に班長の仕事ができないと伝えたところ、自治会にはできない理由を住民に知らせる必要があるとして、障害や日常生活でできない内容を紙に書かされました。新聞には男性が書いた紙の写真が載っていました。そこには「しょうがいがあります」、「おかねのけいさんができません」、「ひとがたくさんいるとこわくてにげたくります」、「ごみのぶんべつができません」など15項目が、すべてひらがなで書かれていました。そして、男性はその翌日に自殺しました。裁判長は「障害の有無や内容などを秘匿する権利を侵害し、社会的相当性を明らかに欠いている」として、自治会側の対応の違法性を認定、自殺したことに対しては、男性が後の集会で住民に挨拶をして理解を求める予定だったことが、心理的な負担になった可能性もあることなどから、「自殺に至ることは予見できなかった」として認めなかった。

ここからは記事を読んだ私の思いです。この記事を読んでまず思ったのは、知的・精神の障害を抱えた障害者が、自治会長らの障害に対する理解の薄さが原因で、自ら命を絶つ状況にまで追い詰められてしまったことへの無念さです。その前に誰かに相談してほしかった。また、周囲の誰かが男性の追い詰められたことに気づけなかったのかと、残念でなりません。次に思ったことは、この事件のようなことは、どこでも起こり得ることだということです。この事件は精神障害に対する理解が一般住民の間でいかに浅いものを、改めて突きつけられたものですが、その理解の浅さが、その当人が意識しないままに人権侵害を引き起こしてしまうことがあるという事例でしょう。記事は、最後に、みんなねっと事務局長の次のようなコメントを載せていました。

「精神障害のある人は、外見からは障害がわかりにくく、同様の問題はどこでも起こり得る。周囲は相手と自分の事情の違いを意識し、しゃくし定規に判断しないことが大切です」

3月の活動報告

30日 広家連理事会 (府中町 榮会館)



4月の活動予定

23日(土) 家族教室 (市民センターむかいしま)



* 「サロンよつば」は毎週 水・土にオープンしています
AM10:00～ 気軽にお越しください



～ 従来の診療状態に対する当事者・家族の思いがこもる～ みんなねっと精神科医療への提言 (そのV)



「みんなねっと」誌3月号の、「みんなねっと精神科医療への提言」に対する詳細説明は、2月号に引き続いての「薬物治療とともに心理社会的支援が当たり前を受けられる方向への転換」についてでした。提言はその内容として4つの視点を提示しています。

- (1) 本人・家族のもとに届けられる多職種チームによる訪問支援・治療サービスの充実
- (2) 当事者の尊厳と意見の尊重 (対話型医療・支援の充実)
- (3) ピアサポートの充実 (ピアによる活動や家族会の支援・家族による家族支援)
- (4) 心理社会的リハビリテーションの診療報酬化 (家族心理教育、訪問家族支援)

この4つの視点のうち、(1)と(4)を取り上げて書きます。

視点の文章を読んですぐに連想したのが ACT (アクト) でした。私が初めて ACT を知ったのは、平成23年10月に、みんなねっと全国大会が高松市で開催され参加した時でした。大会の記念講演で、岡山市で ACT を展開している ACT-zero 岡山の顧問医、藤田大輔さんの話を聞いて、これこそが精神障害者にとって、また、その家族にとっても大いに望まれるサービスだと思いました。

ACT はアメリカから始まった実践で、Assertive Community Treatment の頭文字をとったもので、日本では「包括的地域生活プログラム」と訳されています。その取り組みは、重い精神障害を抱えることで何度も入退院を繰り返したり、家に引きこもっている人などに、精神科医・看護師・作業療法士・精神保健福祉士・ピアスタッフなどの多職種スタッフがチームを組んで、24時間365日の支援体制で自宅を訪問し、タイムリーに生活支援・就労支援・家族支援など多岐にわたる包括的支援を行うものです。藤田さんは講演の中で、(ACT-zero 岡山ではこんなことをしています)として、訪問者が当事者と一緒に料理をしたり、部屋を片付けたり、海に釣りに行ったり、無言の当事者とババ抜きをしたりしていると話していました。このような当事者がホッとする時間、楽しい時間を作りたいんだ、それが ACT ならできるとも話していました。まさに、(1)の視点は、ACT をさしているときえ思われました。

みんなねっと高松大会から13年が経過しましたが、最近では ACT のことが「みんなねっと」誌や「こころの元気」誌で取り上げられ記事になっているのを見なくなっています。ACT が全国のいたるところで立ち上げられ、尾道にもと期待していたのですが、そうした状況は見られません。ACT 展開の問題点の一つとして、その取り組み内容に対して診療報酬が十分に認められていなくて、経営的に難しいところがあると聞いていました。現状、ACT がどのような状況になっているのかは確かめていないのですが、提言の視点(4)の「心理社会的リハビリテーションの診療報酬化」が提言に含められていることを見ると、ACT の展開に対する診療報酬面からの支援を考えてのことかと思ったりしています。障害者やその家族への支援は、国がその必要を認めて法制化することで、初めて実施が具体化されます。診療報酬を認めることも法制化の一つです。

みんなねっとの今回の提言は、国に精神科医療にかかわる様々な問題点を提示し、その対策を法制化することを求めていると受け止めています。しかし、気になることがあります。それは、提言全体を通して見ても、精神科医療の中心となる「精神科医の在り方」にかかわることには何も触れていないことです。精神疾患を抱えるほとんどの人が精神科医の診療を受けています。本人は自分の病気の症状について、どの程度まで回復するのだろうか、薬の効用及び副作用について、減薬について、医師からの丁寧な説明を望んでいます。しかし、医師からの説明はあまり無く、あっても丁寧とは言えない説明で終わっています。精神科特例が影響しているところもあると思いますが、精神科医の説明責任のようなものを提言に盛り込んでもいいのではないかと考えています。(N.T)